

【誤りやすい事例 ③ - 申告書第1表・第4表関係 - 】 被相続人の孫が相続した場合（2割加算③）

私（国税信二郎）は、祖父（国税太郎）の死亡に伴い、祖父の財産を相続しました。
なお、私の父は祖父の死亡より前に死亡しており、私は父を代襲して相続人となっています。

相続税の申告書(続) 修正

※申告期限延長日 年 月 日 ※申告期限延長日 年 月 日

フリガナ 財産を取得した人 参考として記載している場合
氏名 国税 信二郎 (参考)

山税額(⑨の場合を除く) ⑨ 240,000 円

相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(⑩) ⑩ 48,000 円

各人の税額控除額(⑫)

相続税額の加算金額の計算書 被相続人 国税 太郎 第4表

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人がある場合に記入します。
(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名	国税 信二郎			
各人の税額控除前の相続税額(第1表⑨又は第1表⑩の金額)	①	240,000	円	
相続税額の加算金額(①×0.2) ただし、上記③又は④の金額がある場合には、(①-③-④)×0.2となります。	⑥	48,000	円	

(注) 1 相続時精算課税適用者である孫が相続開始の時点で被相続人の養子となった場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けている人で、かつ、相続開始の時までに被相続人ととの続柄に配偶者であった場合」には含まれませんので②欄から④欄までの記入は不要です。

誤 私は、祖父の一親等の血族ではないので、2割加算の対象となると考え、第4表を作成し、第1表の「⑩相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄に第4表で計算した相続税額の加算金額を記入しました。

正しい取扱いは、下記のとおりです。

相続税の申告書(続) 修正

※申告期限延長日 年 月 日 ※申告期限延長日 年 月 日

フリガナ 財産を取得した人 参考として記載している場合
氏名 国税 信二郎 (参考)

山税額(⑨の場合を除く) ⑨ 240,000 円

相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(⑩) ⑩ 円

各人の税額控除額(⑫)

相続税額の加算金額の計算書 被相続人 国税 太郎 第4表

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人がある場合に記入します。
(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名				
各人の税額控除前の相続税額(第1表⑨又は第1表⑩の金額)	①		円	
相続税額の加算金額(①×0.2) ただし、上記③又は④の金額がある場合には、(①-③-④)×0.2となります。	⑥		円	

(注) 1 相続時精算課税適用者である孫が相続開始の時点で被相続人の養子となった場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けている人で、かつ、相続開始の時までに被相続人ととの続柄に配偶者であった場合」には含まれませんので②欄から④欄までの記入は不要です。

正 孫は、祖父の一親等の血族には該当しませんが、あなたは父を代襲して相続人となっているので、2割加算の対象とはなりません。
したがって、第1表の「⑩相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額」欄は記入しません。
(注) この場合、第4表の作成は不要です。

○ 2割加算とは
相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫などの直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額はその相続税額の2割に相当する金額を加算した金額となります。
⇒ ①被相続人の兄弟姉妹、甥や姪が相続人となった場合、②被相続人の養子として相続人になった孫（代襲相続人を除きます。）などが2割加算の対象となります。